

税の申告がはじまります

■ 申告受付期間 ■

2月18日（月）～3月15日（金）まで（土、日曜日を除く。）
 ※個人事業者の消費税・地方消費税に関する確定申告は4月1日（月）まで

【確定申告について】

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得金額とそれに対する税額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税額を精算する手続きです。☎海田税務署 ☎823-2131

〈申告が必要な人〉

- 事業所得や不動産所得などがあり、1年間の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える人
- 給与所得者（サラリーマンなど）で年収が2,000万円を超える人、給与を2カ所以上から受け取り、年末調整されなかった給与の収入金額と給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- 年の途中で退職し、再就職をしなかったため年末調整をしていない人
- 医療費控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告をする人など

〈公的年金所得者の確定申告不要制度〉

- 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。

【町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の申告について】

〈申告が必要な人〉 ※所得税の確定申告をした人は不要です。

- 営業等・農業・不動産・配当などの給与以外の所得がある人
- 公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額がある人、または、生命保険料などの控除のある人
- 年末調整された給与所得以外に収入がある人
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人（申告することによって、税金が軽減されることもあります。遺族年金、障害者年金などを受給している人や、疾病その他の事情により所得が全くなかった人も必ず申告してください。）など

〈申告に必要なもの〉

- 印鑑（認め印）
- 各所得（収入）の分かるもの（源泉徴収票など）
- 社会保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
- 本人名義の通帳（確定申告で還付がある場合）など
- 個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類（運転免許証や健康保険証など）
 ※代理人が申告する場合は、代理人の本人確認書類も必要となります。

〈医療費控除〉

平成29年分の申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。「医療を受けた人」「病院・薬局」ごとに医療費を合計して明細書に記入してください。なお、医療費通知（支払った医療費の額の記載があるもの）を添付すると明細の記入を省略できます。領収書は**5年間保存をする必要があります。**
 ※国民健康保険の人で、申告用の医療費通知が必要な場合は、**2月18日（月）以降に住民課で発行**します。▷**必要なもの**…本人確認書類（運転免許証や健康保険証など）
 ※平成31年分までの申告については、領収書の添付によることもできます。

【申告受付】

〈町内での申告受付〉

受付日	会場	時間
2月18日（月）～3月15日（金） ※土、日曜日、下記の2日間を除く。	役場 （エントランスホール）	8:30～11:30 13:00～16:00
3月5日（火）	くまの・みらい交流館	9:00～11:30 13:00～16:00
3月6日（水）	東公民館	

- 先着順に整理券をお取りください。ただし、混雑具合によって早めに締め切ることがあります。
- 申告書をご自分で作成した場合は、開庁時間中は収集箱への投函により提出することができます。

町内での申告会場には税務署の職員は不在のため、国税に関する特殊な事例についての相談などはお受けできませんのでご了承ください。

〈町内の申告会場で受付できない申告〉

過去の確定申告や修正申告、更正の請求、青色申告、営業等・農業・不動産の収支内訳書が完成してないもの、譲渡（土地や建物、株式など）、雑損控除の計算書が完成してないもの、住宅借入金等特別控除適用の1年目などは、**海田税務署をご利用ください。**

〈熊野町以外での申告受付・相談〉

受付日	会場	時間
2月18日（月）～3月15日（金） ※土、日曜日を除く。	海田税務署 （安芸郡海田町大正町1番13号） NTTクレドホール （広島市中区基町6番78号 基町クレド・パセーラ11階）	9:00～16:00 （相談は17:00まで）

※公共交通機関をご利用ください。

【スマホ×確定申告 スマート申告が始まります】

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」において、マイナンバーカード方式による申告に加えて、ID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）を利用した申告ができるようになりました。

IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される人は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※一度発行すれば翌年以降の手続きは不要です。

※ID・パスワード方式は暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

▷国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

【社会保障・税番号（マイナンバー）制度について】

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

税務署へご提出いただく所得税の確定申告書については、マイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※町内での申告受付の場合は、番号確認（申告者、控除対象配偶者および扶養者）および本人確認（申告に来られた人）を行います。

【平成30年7月豪雨により被害を受けた人】

今回の災害により、住宅や家財、自動車などに被害を受けた人には、雑損控除または災害減免法の適用により、平成30年分の所得税等の軽減または免除を受けられる場合があります。

（税務課）